

令和3年3月教育委員会臨時会 会議議事録

- 1 招集年月日 令和3年3月29日（月）午後4時
- 2 招集場所 第3委員会室
- 3 出席者
- | | |
|----------|---------|
| 教育長 | 大場 健 哉 |
| 教育長職務代理者 | 荒 明 美恵子 |
| 二番委員 | 大 森 佳 彦 |
| 三番委員 | 遠 藤 一 幸 |
| 四番委員 | 高 橋 明 子 |
- 4 出席職員
- | | |
|----------|---------|
| 教育部長 | 江 花 一 治 |
| 教育総務課長 | 大 瀧 浩 信 |
| 学校教育課長 | 武 藤 幸 意 |
| 生涯学習課長 | 植 村 泰 徳 |
| 文化課長 | 松 崎 裕 美 |
| 中央公民館長 | 栗 城 由 紀 |
| 学校教育課主幹 | 小荒井 浩 |
| 教育総務課長補佐 | 安 藤 茂 |
| 学校教育課長補佐 | 油 井 弘 美 |
| 生涯学習課長補佐 | 高 橋 淳 |
| 文化課長補佐 | 山 中 雄 志 |
| 文化課長補佐 | 鈴 木 美智子 |
| 中央公民館長補佐 | 塚 原 優 郁 |
- 5 閉 会 午後4時50分

教育長 改めましてこんにちは。皆さんおそろいですので、令和3年3月の教育委員会臨時会を始めてまいりたいと思います。

開会時刻につきましては、午後4時ということでお願いいたします。

続いて、会期の決定であります。会期については本日1日としたいと思いますが、ご異議ございますか。

<異議なしの声あり>

教育長 異議なしということでありますので、会期については本日1日といたします。

3番の書記の指名につきましては、教育総務課の安藤課長補佐にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長 異議なしということでありますので、書記については、安藤課長補佐にお願いいたします。

続いて、報告事項に入ります。

教育長の報告ということで2件ほど上がっておりますが、最初に、報告第18号喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示についてを取り上げますので、事務局より説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、報告第18号について説明させていただきますので、1ページをお開き願います。

教育委員会の職員の異動につきましては、職員の人事権につきましては専決事項におきまして教育長が専決できるということになっておりますけれども、課長以上の課長と部長につきましては例外とされております。なので、今回の報告第18号に関しましては、課長補佐以下の職員ということで、専決して報告ということになります。

後で承認事項のほうで説明させていただきます承認第4号につきましては、部長と課長になります。こちらについては専決できませんので、承認を求めるという形になります。

まず、報告第18号につきましては、令和3年3月31日付及び令和3年4月1日付で発令する喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示について、喜多方市教育委員会教育長専決規程第1項の規定に基づき下記のとおり専決処分したので、同規程第2項の規定により報告するものでございます。

内示の内容でございますが、別表のとおりということで、2ページ、3ページをお開き願います。

まず、1番目の令和3年3月31日付異動でございます。いわゆる教育委員会からの転出でございますけれども、所属、職名、氏名、

異動内容につきましては記載のとおりでございます。今回は記載のとおり10件でございます。昨年は11件でしたので、若干少ない内容でございます。

教育長

2番目の令和3年4月1日付異動、こちらはいわゆる転入等でございます、いわゆる昇格も含めてでございます。こちらも所属、職名、氏名、旧所属・職名等については記載のとおりでございます。令和3年4月1日付で19件でございます、昨年は18件でしたので、若干増えているという状況でございます。説明は以上でございます。

ありがとうございました。今、異動の内容等につきまして説明がありましたが、委員の皆様方からご意見、ご質問等あったらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

特にないということですので、報告第18号についてはこの程度といたします。

続いて、報告第19号を取り上げます。喜多方市公民館長及び喜多方市社会教育指導員の任用について、事務局より説明をお願いします。

中央公民館長

私から報告第19号をご説明申し上げますので、4ページと、あと今日お配りいたしました別紙もご覧いただきたいと思っております。

喜多方市公民館長及び喜多方市社会教育指導員の任用についてですが、喜多方市公民館組織運営に関する規則第5条第1項及び喜多方市社会教育指導員設置規則第1条の規定に基づく、喜多方市公民館長及び喜多方市社会教育指導員の任用について、喜多方市教育委員会教育長専決規程第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同規程第2項の規定により報告するものでございます。

1の任用の内容でございますが、別紙をご覧いただきたいと思っております。

1 公民館長、2 社会教育指導員についてであります、所属、氏名、性別、年齢は記載のとおりで、新任・再任につきましては備考のとおりでございます。

なお、令和3年度は、新任館長が駒形地区公民館長、新任の社会教育指導員は、裏面になりますが、慶徳公民館と豊川公民館の2名となっております。

また、任用年月日は令和3年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

教育長

ありがとうございました。ただいまの内容につきましてご意見、ご質問等あったらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

それでは、特にないということですので、報告第19号につきましてはこの程度といたします。

続いて、5番の承認事項に移ります。

内容3点ありますが、承認第5号と第6号はちょっと関連しますので、併せて一括して審議したいと思います。

まず、内容に入ります前に、事務局より加筆訂正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長

こちら特に加筆訂正等はありませんので、よろしくお願いたします。

教育長

それでは、加筆訂正は特にないということですので、承認第4号喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示についてを取り上げます。事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、承認第4号について説明させていただきますので、5ページをお開きください。

こちら先ほど申しあげましたように、部長・課長の関係でございます。令和3年3月31日付及び令和3年4月1日付で発令する喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示について、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、下記のとおり臨時に代理して処理したので、同規則第3条第2項の規定に基づき報告し承認を求めたいとするものでございます。

1番として、令和3年3月31日付異動につきましては、所属、職名、氏名、異動内容につきましては記載のとおりでございます。今回4名分でございます。

2番として、令和3年4月1日付異動ということで、同様にこちらにつきましても4名の異動でございます。

内示年月日につきましては、令和3年3月19日付でございました。説明は以上でございます。

教育長

ただいま事務局より説明ありましたが、この内容につきまして委員の皆様方からご意見、ご質問があったらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

特にないということですので、承認第4号につきましては、この5ページにあるとおり承認されました。

続いて、承認第5号令和3年度喜多方市一般会計補正予算（第1号）、承認第6号令和2年度喜多方市一般会計補正予算（第18号）を

取り上げます。事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、承認第5号及び承認第6号について説明させていただきますので、まず6ページをお開き願います。

こちら令和3年度喜多方市一般会計補正予算（第1号）と、8ページが令和2年度喜多方市一般会計補正予算（第18号）でございますが、こちらにつきましては両方とも、国の令和2年度第3次補正予算というものがございまして、そちらのほうに該当する事業として申請いたしましたところ、決定通知がございまして、国の補助金等が受けられるようになったということで今回補正するものでございます。

学校教育課分につきましては、令和3年度当初予算に一時計上していたんですが、先ほど申しました国の補正予算に該当するというので、8ページ以降の令和2年度の一般会計補正予算のほうに計上して、令和3年度分は減額したという内容でございますので、関連しているということでございます。

ということで、令和3年3月市議会臨時会に提案した令和3年度喜多方市一般会計補正予算（第1号）について、すみません、8ページでございますが、同様に令和2年度喜多方市一般会計補正予算（第18号）につきましては、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、下記のとおり臨時に代理して処理したので、同規則第3条第2項の規定に基づき報告し承認を求めたいとするものでございます。

なお、これは臨時議会が令和3年3月25日に開催されたということでこういった内容でございますので、よろしくをお願いいたします。

内容につきましては、まず学校教育課から先に説明させていただきます。

学校教育課長

それでは、承認第5号の分の一般会計補正予算についてのご説明をいたしますので、7ページをお開きいただきたいと思います。

令和3年度の当初予算に計上していた学校保健管理経費並びに学校給食経費の中で、消耗品としてコロナ感染症対策の経費として消毒用アルコールや手袋というものを計上しておりました。先ほど教育総務課長からご説明ありましたように、令和3年度のこの当初で上げていたものは令和2年度の補正予算で同じものが計上となりましたので、学校保健管理経費消耗品費291万5,000円分、学校給食経費消耗品費62万7,000円は減額するというふう処理したものでございます。

続きまして、承認第6号も併せてご説明いたします。

令和2年度の補正予算の説明でございますが、10ページをお開き
いただきたいと思っております。

歳入として、先ほどの国の第3次補正予算ということで見込まれ
たものが、学校における感染症対策支援事業ということで補助率2
分の1で国が補助していただけるということで、既に交付が決定し
ているものでございます。そのため、先ほどの学校保健管理経費と
学校給食経費の消耗品費を合わせますと351万4,000円ほどになるわ
けですけれども、そのうちの2分の1、175万7,000円を歳入として
補助金として計上するというものでございまして、歳出については、
令和3年度当初予算に上げていたものと同額のものになりますけれ
ども、学校保健管理経費、学校給食経費として消耗品費を計上した
ものでございます。以上でございます。

教育総務課長

それでは、9ページをお開き願います。

令和2年度の補正分でございます。

教育総務課分ですけれども、まず歳出から説明させていただきます。

小学校管理経費の工事請負費で2,950万円の計上でございますが、
これは塩川小学校の特別支援教室を増設するという内容でございます。
ご存じのように、塩川小学校につきましては児童数が増加して
おります。それと同時に、特別に支援を要する児童についても増加
しているという状況でございます。という状況で、令和4年度以降
に特別支援用の教室が不足するということが見込まれているもので
すから、塩川小学校の1階の西側なんですけれども、そこに放送室
と放送スタジオというのがありまして、そこが結構広いところにな
っております。今実際に最新の放送施設はもうコンパクトになって
おりまして、そこは使わなくても大丈夫ということで、そこを改造
しまして、特別支援教室を2室増設するという工事でございます。
こちらにつきましては令和2年度に実施設計を済ませておりまし
て、今回工事について計上した次第でございます。

次に、中学校管理経費の工事請負費1,300万円の計上でございます
が、第三中学校の多目的トイレと、玄関、昇降口にスロープを設置
するという工事でございます。こちらにつきましては、現在第一小
学校に通学している5年生なんです、1名車椅子で生活をしてい
る児童がおりまして、その児童が令和4年度に第三中学校に入学を
予定しておりますので、今回この工事を実施して、その児童の入学
に備えたいという内容でございます。

歳入につきまして、この2つの工事に対して国庫補助金として、

まず塩川小学校の部分で、工事対象2,950万円のうちこの補助対象となるのが1,800万円で、その3分の1ということで600万円。第三中学校につきましては、1,300万円が工事費ですが、やはり同じく補助対象は1,080万円ですので、その3分の1として360万円で、合計で960万円でございます。

教育債ということで、同じく先ほどの塩川小学校分につきましては、工事請負費から先ほどの交付金を除いた額かける100%なんですけど、そのうち端数処理がございますので10万円分は一般財源になりますので、教育債が2,340万円でございます。中学校整備につきましても同様の内容でございます、930万円の計上となっております。説明は以上でございます。

教育長 以上ですね。では、今承認第5号と第6号併せて説明があったわけですが、このことについて何かご意見、ご質問あったらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長 では、特にないということですので、承認第5号令和3年度喜多方市一般会計補正予算（第1号）と、承認第6号令和2年度喜多方市一般会計補正予算（第18号）については、このとおり承認することといたします。

以上で承認事項については終わります。

続いて、6番の審議事項に移ります。

案件に入ります前に、事務局より加筆訂正等ありましたら、お願いいたします。

教育総務課長 こちらにつきましても、特に加筆訂正等はないので、よろしくお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。それでは、加筆訂正ないということですので、議案第56号喜多方市教育委員会教育部組織規則の一部を改正する規則、これを取り上げますので、事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、議案第56号について説明させていただきますので、11ページをお開き願います。

喜多方市教育委員会教育部組織規則の一部を改正する規則でございますが、喜多方市教育委員会教育部組織規則の一部を次のように改正したいとするものでございまして、12ページをお開きください。

こちらに提案理由がございます。文化課の「文化振興班」を「文化芸術振興班」と「文化財保護班」に分割し、これに伴い事務分掌を改めるため、喜多方市教育委員会教育部組織規則の一部を改正し

たいとするものでございます。

13ページが分かりやすいかと思いますので、13ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

第3条で文化課のところ、右側の現行が「文化振興班」だけだったものを、改正後として「文化芸術振興班」と「文化財保護班」の2つの班にしたいとするものでございまして、第9条につきましては、現行が「文化振興班の分掌事務」1つだったものを、まず第9条として「文化芸術振興班の分掌事務」、次ページをお開きいただくと、第10条として「文化財保護班の分掌事務」と、それぞれ記載のとおりでございます。

内容としましては、13ページの文化芸術振興班のほうに、新たに第2号として「文化芸術創造都市に関すること。」、こちらが加わっております。こういった業務内容も変更がございましたので、文化課の班を2つに分けて、それぞれ4月以降執行していきたいという内容でございます。説明は以上でございます。

教育長

ありがとうございます。ただいま説明ございましたが、何かご意見、ご質問あったらお願いいたします。よろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長

多分これから、文化課のほうで大変な業務を抱えているわけなんです。まちづくりにも直結するような中身がありますので、これからの、いわゆる今から20年後、30年後の喜多方市がどう変わるか、本当に大きな課題を抱えているわけで、そのようなこともあって組織をちょっと改革というか変更したというふうになります。

それでは、特に異議がないということでありますので、議案第56号喜多方市教育委員会教育部組織規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決することといたします。

続いて、議案第57号喜多方市教育委員会規則で定める申請書等の押印等の特例に関する規則を取り上げます。事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、議案第57号について説明させていただきますので、15ページをお開き願います。

喜多方市教育委員会規則で定める申請書等の押印等の特例に関する規則についてでございますが、まず16ページに提案理由がございますので、こちらをお開き願います。

提案理由、一番下でございますが、喜多方市教育委員会に提出する申請書等への押印等の義務づけを廃止し、申請等を行う者の負担の軽減及び利便性の向上を図るため制定したいとするものでござい

ます。

こちらにつきましては、まず15ページにお戻りいただきますと、第1条の趣旨の中でも同様のことを説明してございます。基本的にこちらにつきましては、記載のとおり、行政手続における市民の負担を軽減するというのと利便性を向上するというのを目的として制定するものでございまして、原則といたしまして押印や署名の義務づけを廃止したいとするものでございます。こちらにつきましては、今、新型コロナウイルスの感染が拡大しているという状況も鑑みるとともに、いわゆるICT関係とかデジタル化を進めている、そういったものを行政のほうが進めないでどうするんだということがございまして、こちらただ地方自治体だけで進めてもなかなか難しいものがございまして、国のほうでも積極的に推進するということがございまして、国のほうでもどうしても残さなければならぬ手続を除き速やかに押印を見直すという方向性を示しておりまして、そういうことで国、そして喜多方市も同様にこういった特例に関する規則を制定しておりますので、教育委員会としても制定したいとするものでございます。

それで、第3条の適用除外、第1号から第4号まででございます。こちら以外につきましては原則として押印や署名を必要としないというような流れになります。そういった規則の制定でございます。

ということで、第3条の適用除外としましては、第1号として「法令、条例及びこれらに基づく規則等並びに国又は他の地方公共団体の定めるところにより押印が義務付けられている場合」、第2号として「入札書、見積書、契約書その他契約事務に関する書類を教育委員会に提出する場合」、第3号として「金銭の請求又は受領に係る書類を教育委員会に提出する場合」、第4号としまして「印影の照合が必要となる場合」、こういったこと以外に関しては、原則として押印を求めないという流れになります。そういった特例を定める規則でございます。

附則といたしまして、この規則は令和3年4月1日から施行したいとするものでございます。説明は以上でございます。

教育長

ただいま説明ありましたが、この内容につきましてご意見、ご質問ありますか。よろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長

特に異議がないということですので、議案第57号喜多方市教育委員会規則で定める申請書等の押印等の特例に関する規則はこの案のとおり可決することといたします。

学校教育課長

続いて、議案第58号喜多方市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を取り上げます。事務局より説明をお願いします。

それでは、議案第58号、要項の17ページからのご説明をさせていただきますが、ただいまお手元に附属資料ということで、この改正内容の要旨を記載したものもお配りさせていただきましたので、併せて資料とさせていただきますと思います。

まず、資料のほうの加筆訂正を、4か所ほどございましたので、お願いしたいと思います。

23ページ以降に小中学校管理規則の新旧対照表がございます。こちらの中の、まず27ページ、真ん中から右と左に分かれておりました改正後と現行というふうになっておりますが、その改正後のほうの、(13) 規則第13条第16号の場合における社会に貢献する活動を行うための休暇ということで、(以下「ボランティア休暇」という。)という部分がございますが、この括弧の部分已全部削除していただきたいと考えております。括弧、(以下「ボランティア休暇」という。)の部分です。ここを削除してください。

同様に、(15) で、(以下「リフレッシュ休暇」という。)という部分がございます。こちらも削除していただきたいと考えております。まずはこの2点です。

あと、ページが飛びまして、31ページになります。31ページのほうは加筆をお願いしたいと思います。第31条で教員以外の市費負担職員にかかるサービスについては、この章の規定にかかわらず別に定めるところによる、というところがございます。第31条でございます。この条文は変わりませんが、その第31条の上の部分空欄、空いているところがありますけれども、括弧書きで(サービスの特例)というのが入ることになっておりましたが、抜けております。(サービスの特例)と入れていただきたいと思います。

同じような訂正になるわけですが、次の第36条、校長は、学校教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする、というのが4行ございますけれども、第36条も括弧書きが抜けておまして、ここについては(学校評価)と入れていただきたいと思います。

以上4か所、大変申し訳ございませんでした。修正と加筆ということでお願いしたいと思います。

それでは、ページ戻っていただきまして、議案第58号の17ページで、喜多方市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則というところの改正についてご説明をさせていただきます。ボリュー

ムがちょっとございますので、全てを読み上げるというのは控えさせていただきます、要点だけということでご説明をさせていただきたいと思います。

そのこの2行目にありますように、喜多方市立小学校及び中学校管理規則（平成18年喜多方市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正するというところがございますが、平成18年頃に改正してから実はあまり大きな改正をしてこなかったということがございまして、今回大幅に見直しをしたというものでございます。

改正の理由につきましては、後ろのほうに行ってくださいまして21ページ、一番下のところでございます、改正の理由でございますけれども、福島県立学校の管理運営に関する規則の一部改正及び学校組織の変更等に伴い改正するものであるというところで、福島県の県立学校についての管理運営規則がございまして、それに準じて各学校の設置者ごとに小学校、中学校の管理規則というものを制定している現状でございますが、後で要旨のほうは申し上げますけれども、主に職員の特別休暇等について国の制度等がだいぶ新しくなっております、それに対応するように新しく定めたいというところが趣旨でございまして、今回見直しを行ったものでございます。

説明につきましては、新旧対照表でいきたいと思っておりますので、23ページをちょっと横にさせていただきまして、先ほどの附属資料と新旧対照表を併せてご覧になっていただければと思います。

まず、附属資料のほうでご説明しますが、要旨として、1番、自己評価及び情報の積極的な提供の条項を削り、学校評価の実施及び公表等の条項を加えることとした、とさせていただいておりますが、新旧対照表でいきますと、第1条の2と第1条の3に学校の「自己評価等」と「情報の積極的な提供」という条文がございました。こちらについて全て削除するとしたものでございます。これにつきましては、平成14年頃になるわけなんです、学校の設置基準というものが法律で定められまして、この第1条の2と3の記載内容について設置基準の中で、小学校の設置基準、中学校の設置基準で定められたものでございました。それがあってここに多分記載されているものと思われまして、平成19年において学校教育法並びに学校教育法施行規則が改定されまして、学校評価についてはより詳しい内容で記載されることになり、設置基準の中ではこの条文が削除されるという形になっているというところが分かりましたので、第1条の2と第1条の3については、この喜多方市の管理規則においても削除したいと考えているものであります。

詳しい内容に関しましては、先ほどの第36条（学校評価）のところで記載されている部分が学校教育法施行規則の中に詳しく記載された中身でありますので、こちらを優先させたいというところで、新旧対照表ですと31ページになりますけれども、第36条に改めて記載するものとしたものでございます。それが1番目です。

2番目として、学校に置く職として「司書教諭」を削ることとしたとさせていただいておりますが、第4条の部分になりますけれども、教務主任等についての職を学校に置くという記載内容でございますが、もともと「学校に、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、研修主任及び司書教諭を置く」となっていた部分でございますけれども、こちらの司書教諭以外の職については法令主任であり、学校の校務分掌に定めることになっているものでございます。司書教諭につきましては、学校に必ず置かなくちゃいけないんですけれども、ここで現行の第4条の7にもございますように、24ページになりますが、全ての学校に置く必要はあるわけですが、ただし、現行「学級の数11以下の学校においては、置かないことができる。」というただし書の条文もございます。学校図書館法には12学級以上は置きなさいと、当面の間11学級以下は置かないことができるというような記載になっているものでございまして、今の小中学校においても、この条文は生かしながら職員の配置をしているところでありますが、管理規則の中で司書教諭の職についての説明をここでする必要性を検討しまして、必要性については不要だろうということで削除するものとしたものでございます。司書教諭を置かなくていいということではなく、教務主任や保健主事、生徒指導主事、研修主任等々と同様の職としての説明としては必要ですけれども、司書教諭を置くということがこの条文の中に必要ではないと判断したものでございます。

次に、3番として、附属資料のほうです、必要に応じて学校に置く職として「主任主査」、「主任栄養技師」、「栄養技師」を追加し、「主任用務員」、「用務員」を削ることとしたものでございます。これについては学校の事務の共同連携等で、以前なかった学校事務職員の中でも主任主査を命ずるという動きになってきております。また、用務員さん等はもう既に委託ということで学校にある職としては配置していない状況でございますので、そちらの部分の整理させていただいたものであります。

4番として、学校保健安全法第20条の規定により、校長が学校休業を行うときの臨時休業承認願について規定をすることとしたとい

うことで、第12条に新たに設けたものでございます。これについては、インフルエンザ等の感染症が発生した場合、いわゆる学級閉鎖ですとか学校閉鎖というものは教育委員会が決定するという事になっております。それについて、学校から提出される書類が今までなかったものですから、決定する上においても学校からの休業承認願をいただいて決定するとしたものでございます。

5番です。教育課程を編成する基準に教育委員会の定める基準を追加することとしました。第13条になりますが、現行ですと「学習指導要領の基準により、校長が編成する」となっておりますけれども、本市の場合、農業科等の内容についても、特区で過去に新たな教科ということで教科を設置したという例もありますけれども、「教育委員会の定める基準により」というところを設けて明確にしたものでございます。

6番です。職員の着任届は校長に提出することとしたということで、第25条になりますが、30ページになりますが、今までですと全ての職員が教育委員会に着任届を提出することにしておりましてけれども、「校長は教育長に、職員は校長に」ということで、校長のみの提出にとどめることとしたものでございます。

7番として、日直の条項を削ることとしましたということで、第30条の条文を削除したものでございます。日直については学校によって明確な設置基準というものは設けてはございませんので、こちらについては現行に照らし合わせて削除したいとしているものでございます。

8番として、市費負担職員の服務について別に定めることとしたということで、先ほども申し上げましたが、第31条について追加で条文を起こしたものでございます。県費負担教職員ではなく、市費負担職員に係る服務については、市の規定であったり、教育委員会で定めているものもございますので、「別に定めることによる」としてしております。

9番として、様式を別に定めることとしてしておりますが、全体的に様式何号というものが今まであったわけなんですけれども、それについては「教育委員会が別に定める」という表現で様々な様式については記載することとしております。これは様式が様々な事情で変わる可能性があるということで、それは教育委員会で定めることによって、番号をつけますと必ず教育委員会等で承認を受けるということになりますので、様式の訂正などは教育部内での専決とさせていただくということで、様式何号というような表現はしな

いとしましたものでございます。

また、先ほどの押印に関しても同様の内容で考えているところでございます。

そのほか、条がずれた場合において整理したというものでございます。

先ほどの特別休暇についての説明につきましては、第20条について、27ページになりますけれども、改正後につきましては、(7)として「介護のための短期の休暇」、それから(14)として「骨髄移植若しくは末梢血管細胞移植に係る登録又は骨髄液若しくは末梢血管細胞の提供の休暇」、(17)として裁判員制度に基づく「裁判員等として官公署へ出頭するための休暇」を設けるもの、28ページにいきますが、(19)として「風水震火災等による交通の制限又は遮断を事由とする休暇」を受けるときなどが、新たな特別休暇としても既に施行されておりますので、現行の様々なものに合わせるということで、ここで整理をしたものでございます。

最後、11番になりますが、この規則は令和3年4月1日から施行するというのでいきたいと考えております。以上でございます。

教育長 ただいま説明ありましたが、資料等、結構な量がありますけれども、委員の皆様方からご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

荒明委員 第30条関係の日直の条項を削ることとしたというところについてなんですが、これは条項を削るだけなのか、実態そのものがなくなるのか。それについてお願いします。

学校教育課長 委員のお尋ねのとおりで、条項は削りますが、実態がなくなるわけではございませんので、こういう内容でそれぞれ行っているものでありますが、条文に記載するほどのものではないと解釈しているものでございます。

教育長 よろしいですか。ほかにございますでしょうか。よろしいですか。
<異議なしの声あり>

教育長 では、特にないようでありますので、以上で審議の報告は終わりますが、議案第58号喜多方市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決することといたします。

続いて、議案第59号を取り上げます。喜多方市公立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則。事務局より説明をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは、議案第59号を説明いたしますので、33ページをお開きいただきたいと思います。

喜多方市公立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則であります。これにつきましては、第一中学校のテニスコートがございませけれども、このテニスコートを学校開放事業の対象施設に追加するため、喜多方市公立学校施設の開放に関する規則の一部を次のように改正したいとするものであります。

別表、次ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

34ページであります、まず右側に現行、左側に改正後とありますけれども、現行のほうの上から3行目、別表（第2条関係）のすぐ下に開放施設とありまして、その下に「校庭」とだけあります。これを改正後は「屋外運動場（校庭）」と改めたいとするものであります。

それから次に、改正後のところ、今申し上げましたところの下から2段目のところになりますが、「屋外運動場（テニスコート）」としまして、開放学校、開放日、開放する時間をこの記載のとおり追加したいとするものであります。

また、35ページの一番下になりますが、備考のところにおきましても、「校庭」となっておりますところを「屋外運動場」と文言を改めたいとするものであります。

附則といたしまして、この規則は令和3年4月1日から施行したいとするものであります。説明は以上です。

教育長

ありがとうございました。ただいまの内容につきましてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

それでは、異議なしということですので、議案第59号喜多方市公立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則はこのとおり可決することといたします。

以上で6番の審議事項は終わりたいと思います。

7番のその他に移ります。

最初に、教育長及び各委員からということですが、私からは特にはございませんが、委員の皆様方から何かありますか。

高橋委員

先ほど押印をなくすということがございまして、その内容については特に異議はないんですが、はんこ文化というのが日本に昔からあって、はんこ、印を押すということがいろいろ芸術的なものだったり、いろいろな自分の名前であったりというのでございまして、公式文書にはんこを押すというのはまた別ですけれども、そういう文化的な意味合いというのがございまして、喜多方市は特にそういうのが濃かったなと思いますので、公的な文書に判子を押さないようになった

教育長

からというのとは別に、文化や芸術としてのはんこというのを、ぜひこれからも推進して行ってほしいなと感じます。お願いします。

今のは要望というかそういう感じでよろしいですか。押印に関しては、全国的にやっぱりなくなってきつつある、そういう部分が大きいのかなと思いますが、今高橋委員からあった内容も大切でありますので、その辺はやっぱり考えていなければいけないと思います。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

事務局から何かございますか。

学校教育課長

先月の教育委員会で、2学期のいじめと不登校についてということで委員の皆様から詳細を報告してほしいというお話がありましたので、確認しました内容についてご説明をさせていただきたいと思っております。資料はございません。

いじめの対応につきまして、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりするというような項目を上げている学校が幾つかあったわけですが、その詳細につきましては筆箱を勝手に使われた、クリアファイルを壊された、帽子や鉛筆、消しゴムを取られたがすぐに取り返したなどというような中身でありまして、金品という表現がございましたが、お金を取られたというようなことではなかったということを確認しております。

また、不登校の対応につきましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携がないというような報告をした学校がございましたけれども、事態を甘く軽く考えているということではなくて、まずその面談を提案しても希望しない生徒がいるところでの、スクールカウンセラー等の面談を、拒否というところまではいかないのかもしれませんが、積極的には希望していない生徒がいたというところが多い回答でございました。

また、勉強の機会というところで、確保していないというような回答をした学校がありましたけれども、主治医からの指示で学習刺激を与えていないという中学校があったりとか、課題やプリントを配付しても提出をしていない生徒がいるというような中学校の報告がありまして、小学校につきましては、おおむね学習機会は確保しているというところではございました。

なお、案件が増えているという状況でありますので、今後も機会を逃さない指導というところで、できるだけ不登校が発生しないような学校経営をまた学校にお願いしていきたいと思っておりますし、いじ

めにつきましても早期発見、早期対応ということで大きな課題にならないような指導をお願いしたいと考えているところでございます。以上でございます。

教育長 今の内容についてよろしいですか。

<なしの声あり>

教育長 ほかに事務局からございましたらお願いいたします。

<なしの声あり>

教育長 特にないということでありますので、7番のその他につきましてはこの程度といたします。

それでは、8番の連絡事項ですが、令和3年度教育委員会会議の開催日程（案）についてということでありますが。

教育総務課長 別紙で1枚、教育委員会会議の開催日程についてということでございますけれども、上の表につきましては3月定例会と変更ございません。

下のほうですが、今後の日程ということで、1つ目の小中学校入学式につきましては、こちらも3月定例会のほうで各学校のほうに行っていただきたいということをお願いしてありますので、そちらをよろしくお願ひしたいと思ひます。

2つ目の、福島県市町村教育委員会連絡協議会の関係につきましては、この会の副会長に高橋委員がなられておひまして、多分次の総会までその立場になろうかと思ひますので、こちらにつきましては教育長と高橋委員のご出席をお願ひしたいと思ひます。

3つ目の、会津教育事務所域内三支会連絡会定例会が4月15日、教育委員会定例会の日の午後になりますけれども、会津若松市の教育委員会室で開催されますので、こちらにつきましては一応教育長と新しい職務代理者の荒明委員ということになります。荒明委員、この日都合が悪いということございましたので、欠席ということによろしいでしょうか。ということで、教育長のご出席をお願ひいたします。以上でございます。

教育長 日程関係について今説明ありましたが、何か委員の皆様方からございますか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長 連絡事項についてはほかにごございますか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長 ありがとうございます。

以上をもちまして令和3年3月の教育委員会臨時会を閉じたいと思ひます。

閉会時刻であります、午後4時50分ということでお願いいたします。

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

令和3年5月13日

教 育 長 大 場 健 哉

教育長職務代理者 荒 明 美恵子

二 番 委 員 大 森 佳 彦

三 番 委 員 遠 藤 一 幸

四 番 委 員 高 橋 明 子

教育総務課長補佐 安 藤 茂